

デイサービス潮騒の郷（共生型生活介護事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社潮騒（以下「事業者」という。）が、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき開設する、デイサービス潮騒の郷（共生型生活介護事業）【以下「事業所」という。】において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な共生型生活介護を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な共生型生活介護の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
 - 3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
 - 4 前3項のほか、鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第37号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス潮騒の郷
- (2) 所在地 鹿児島県南九州市知覧町塩屋14632-7

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
生活相談員 1人以上
利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1人以上

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 1人以上

利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う

機能訓練指導員 1人以上

機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 休業日 日曜日と8月14日から8月15日、12月31日から1月3日までとする。
- (3) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (4) サービス提供時間 午前8時45分から午後4時までとする。

(共生型生活介護の利用定員)

第6条 指定通所介護と合わせて利用定員34名とする。

(障害福祉サービスを提供する主たる障害者)

第7条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)
- (2) 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)にいう肢体不自由のうち18歳以上である者をいう。)

(共生型生活介護の内容)

第8条 共生型生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康状態チェック
- (4) レクリエーション活動(体操やゲームなど)・趣味活動・行事
- (5) 送迎

(利用料その他の費用)

第9条 共生型生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。なお、法定費用の額の変

更に関しては、障害者総合支援法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用を徴収する。費用の額の変更に関しては、予め利用者又は家族に対して説明を行い同意を得るものとする。

(1) 食費 昼食 550円 (光熱・人件費含む)

(2) おやつ代 1回 100円

(3) おむつ代 実費

(4) 理美容代 1回 2,000円～カットのみ

(5) 行事のうち外出に伴う費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は南九州市・枕崎市・指宿市開聞町・南さつま市坊津町とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 共生型生活介護の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 共生型生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した共生型生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しく

は提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した共生型生活介護に関する苦情に関して社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。
- 4 提供した共生型生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第15条 利用者に対する共生型生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での障害福祉サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社潮騒代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第18条 施設は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の年1回以上の開催

附則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。